



令和 6 年 4 月 24 日

福井県知事 様

主たる事務所の所在地
福井県福井市田原一丁目2番20号
医療法人社団 オレンジ
理事長 紅谷 浩之
電話 0776 (21) 3333



決 算 届

令和 5 年 2 月 1 日から令和 6 年 1 月 3 1 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

[別紙]
様式1

事業報告書
(自令和5年2月1日至令和6年1月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 オレンジ
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 福井県福井市田原一丁目2番20号
- (3) 設立認可年月日 平成25年 1月18日
- (4) 設立登記年月日 平成25年 2月 1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	オレンジホームケアクリニック	1810122034	福井市田原一丁目2番20号	無床
診療所	つながるクリニック	1810122547	福井市二の宮二丁目25番8号	12床
診療所	ほっちのロッヂの診療所	2012117350	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1274番地113	無床
診療所	勝山オレンジクリニック	1810614352	勝山市元町三丁目6番19号	無床

※つながるクリニックは平成28年1月1日開設

※ほっちのロッヂの診療所は令和2年4月1日開設

※勝山オレンジクリニックは令和3年5月10日開設

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護・介護予防訪問看護 地域看護ステーション みかんの木	福井市田原一丁目2番20号	
訪問看護・介護予防訪問看護 訪問看護ステーションほっちのロッヂ	長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1274番地113	

[別紙]
様式1

居宅介護支援事業 AGING DESIGNERS 日々テラス	福井市田原一丁目2番20号	
通所介護 ほっちのロッチ	長野県北佐久郡軽井沢町大字 地1274番地113	
病児・病後児保育事業 ほっちのロッチ	長野県北佐久郡軽井沢町大字 地1274番地113	
病児・病後児保育事業 勝山ホビークリニック	勝山市元町三丁目6番19号	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ほっちのロッチ	長野県北佐久郡軽井沢町大字 地1274番地113	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 つながるクリニック	福井市二の宮二丁目25番8号	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 ほっちのロッチ	長野県北佐久郡軽井沢町大字 地1274番地113	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 つながるクリニック	福井市二の宮二丁目25番8号	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 ほっちのロッチ	長野県北佐久郡軽井沢町大字 地1274番地113	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 ほっちのロッチ	長野県北佐久郡軽井沢町大字 地1274番地113	

[別 紙]

様式 1

児童福祉法に基づく障害児通 所支援事業 ほっちのロッヂ	長野県北佐久郡軽井沢町大字登 地 1274 番地 113	
児童福祉法に基づく障害児通 所支援事業 つながるクリニック	福井市二の宮二丁目 25 番 8 号	

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 3 月 3 0 日 令和 4 年度決算決定

令和 6 年 1 月 3 1 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 オレンジ
 所在地 福井県福井市田原一丁目2番20号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 6年1月31日現在)

1. 資 産 額 774,090 千円
 2. 負 債 額 658,614 千円
 3. 純 資 産 額 115,476 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	203,196
B 固 定 資 産	570,894
C 資 産 合 計 (A+B)	774,090
D 負 債 合 計	658,614
E 純 資 産 (C-D)	115,476

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
 土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人社団 オレンジ

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 福井県福井市田原一丁目2番20号

貸 借 対 照 表
(令和 6年 1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	203,196	I 流動負債	144,911
II 固定資産	570,894	II 固定負債	513,703
1 有形固定資産	532,055	負債合計	658,614
2 無形固定資産	2,621	純資産の部	
3 その他の資産	36,218	科 目	金 額
		I 資本剰余金	
		II 利益剰余金	96,601
		III 基 金	18,875
		純資産合計	115,476
資産合計	774,090	負債・純資産合計	774,090

様式4-2

法人名 医療法人社団 オレンジ

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 福井県福井市田原一丁目2番20号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 2月 1日 至 令和 6年 1月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	646,867
2 事業費用	666,115
本来業務事業損失	19,248
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	30,215
2 事業費用	31,114
附帯業務事業損失	899
事業損失	20,147
II 事業外収益	36,012
III 事業外費用	14,511
経常利益	1,354
IV 特別利益	650
V 特別損失	1,633
税引前当期純利益	371
法人税等	271
当期純利益	100

様式 5

法人名 医療法人社団 オレンジ
所在地 福井県福井市田原一丁目2番20号

医療法人番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	該当なし								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
業務委託料は、業務委託に応じて勘案して決定しております。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	該当なし						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。
2 該当する取引がない場合には該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

※関係事業者とは、当該医療法人と2に掲げる取引を行う場合における1に掲げる者をいいます。

- 1 以下の2に掲げる取引を行う者
 - (1) 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
 - (2) 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
 - (3) 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
 - (4) 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
 - (5) (3) の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- 2 当該医療法人と行う取引
 - (1) 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
 - (2) 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
 - (3) 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
 - (4) 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
 - (5) 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
 - (6) 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 オレンジ
理事長 紅谷浩之 殿

私は、医療法人社団オレンジの第11期会計年度（令和5年2月1日から令和6年1月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年3月31日

医療法人社団オレンジ
監事 齊藤 敦

